

平成 20 年度日本看護系大学協議会総会 議事録

日時：平成 20 年 5 月 23 日（金）13：00～16：30

場所：聖路加看護大学 1 階講堂

出席者：開始時会員校代表 129 名

（全校 168 校の過半数超過） 別紙名簿
（以下敬称略）

記録：聖路加看護大学 飯岡

配布資料

- 1．平成 20 年度日本看護大学協議会総会次第
- 2．平成 20 年度新会員校一覧（資料 1）
- 3．国・公・私立看護系大学一覧（資料 2）
- 4．平成 20 年度役員一覧（資料 3）
- 5．平成 19 年度日本看護系大学協議会総会 議事要旨（資料 4）
- 6．平成 19 年度日本看護系大学協議会 役員会報告（資料 5）
- 7．平成 19 年度決算・監査報告（資料 6）
- 8．平成 20 年度役員候補者の承認（資料 7）
- 9．平成 20 年度方針と活動計画について（資料 8）
- 10．看護系大学の教育等に関するデータベース調査のお願い（資料 9）
- 11．法人化の検討（資料 10）
- 12．平成 20 年度予算案について（資料 11）

司会：山田雅子

代表者数 129 名：全校 168 校の過半数超過のため総会を開始した。

1．会長挨拶（井部俊子会長）

看護学教育に関する社会情勢（がん対策基本法、後期高齢者医療制度、病院勤務医の不足、生活習慣病の予防に伴う特定保健指導）に伴い看護職の活躍の場が拡大した。優れた看護師を育成する看護大学教育は期待と責任を負っている。看護系大学協議会における今後の活動についての抱負が述べられた。

2．平成 20 年度新会員校紹介（資料 1）

平成 20 年度新会員校 10 校が紹介された。役員会の承認を得ていることが報告された。
学部設置（5 校）：旭川大学（欠席）、北海道文教大学（欠席）、千里金蘭大学、畿央大学、徳島文理大学
大学設置（5 校）：福岡女学院看護大学、三育学院大学、桐生大学、佐久大学（欠席）、神戸常磐大学

3．国・公・私立看護系大学一覧（平成 20 年度）（資料 2）

資料 2（文部科学省より）に基づき、看護系大学の設置主体別大学数、資格取得数の報告があった。

4．平成 20 年度役員紹介（資料 3）

資料 3 に基づき、会長、副会長 1 名、幹事 7 名、監事 2 名が紹介された。新規役員の濱田幹事が紹介された。

5. 議事

1) 平成 19 年度総会議事録(案)の確認 (資料4)(井部俊子会長)

資料4をもとに、申し合わせ事項の改訂(省庁大学校の追加)、平成18年度活動報告(常設委員会、臨時委員会の活動報告)、データベース整備、決算報告、平成19年度活動計画(常設委員会、臨時委員会)、規約および申し合わせ事項の改訂(監事選出、監事役割について、申し合わせ事項の改廃について)、専門看護師教育課程規程・細則改訂、平成19年度予算案についての概要を説明した。

資料4の総会議事録(案)は、承認多数によって承認された。

2) 平成 19 年度活動報告

(1) 平成 19 年度役員会報告 (資料5)(井部俊子会長)

平成19年度は、全6回の役員会を開催し、平成20年度は第1回の会議を終了した。

平成20年度第1回会議において、「2008年看護学教育に関する見解(案)」について議論したことに関して、資料5をもとに報告があった。高等教育行政対策委員会にて原案を作成し、役員会で審議の上、「2008年看護学教育に関する見解(案)」に対する意見収集のため、5月13日メールで配信した。意見聴取の期間が短い(4日間)ことに対する意見が寄せられた。4校からは、承認もしくは目標としたいとの返信あったが、20校からは意見の表明があった。

様々な意見があったこと、意見収集のための期間が短すぎたことより、より詳細な検討が必要なことが明らかとなった。本総会では、見解に関する声明は示さず、6月末までに「2008年看護学教育に関する見解(案)」に対する意見を募ることとした。これらの意見に基づき、再度高等教育行政対策委員会にて検討の上、役員会にて議論し、看護系大学協議会の見解としてまとめることとする。

期間中に寄せられた意見の概要について説明を行った。寄せられた意見に関すること、それ以外の内容などについて、6月末日までにメールで意見を受け付けることとする。

(2) 平成 19 年度事業活動報告(別添冊子 平成 19 年度事業活動報告書)

常設委員会

専門看護師教育課程認定委員会 (事業活動報告書 P1~4) (井上智子委員長)

平成19年度活動経過の報告および今後の課題についての報告があった。32専攻教育課程に対する審査を行い、22専攻教育課程(9専門分野)を認定した(合格率68%)。認定10年を迎える教育課程のうち、更新申請のあった課程の審査を行い、20専攻教育課程の更新を認定した(責任教員が看護教員ではなかったため1課程が認定されなかった)。申請希望大学への情報発信及び相談業務を実施。今後の課題は、専門看護師教育課程の認定推進、専門看護師の増加と質向上とした。

高等教育行政対策委員会 (事業活動報告書 P5~6) (井部俊子委員長)

平成19年度活動経過、及び今後の課題について報告があった。2名の招聘者を迎え、看護学教育のあり方について意見交換を行った。こうした過程を経て「2008年看護学教育に関する見解(案)」をまとめた。今後の課題として、コアカリキュラム構築の準備、高等教育を受けた看護師の貢献度の検討、本協議会の法人化に向けた課題、会員校の実態と課題に対する対応を確認した。

ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会 (事業活動報告書 P7~26)

(安酸史子委員長)

委員会の趣旨、平成19年度活動経過、今後の課題について報告があった。主たる事業として「看護系大学の将来を担う教員に対するFDのあり方について 大学院生・新任教員に向けての準備教育」をテーマにパネルディスカッションを行った。参加者95名。アンケート結果では9割以上の参加者が満足と答え、成功だったと考

える。平成 17 年度 FD 委員会活動推進アンケート結果（資料 1）、パネルディスカッションの内容（資料 2）を添付。今後の課題は、パネルディスカッションの結果を踏まえてガイドラインを提言することである。

看護学教育研究倫理検討委員会（事業活動報告書 P27～36）（小泉美佐子委員長）
委員会の趣旨、平成 19 年度活動報告、今後の課題について報告があった。平成 18 年度に作成した「看護学教育における倫理指針」を本協議会ホームページに掲載し、雑誌「看護教育」に掲載予定。「看護技術教育の学内演習における倫理的課題の調査」を実施した（資料 1）今後の課題は、「看護学教育における倫理指針」を印刷物として会員校に配布することと、調査結果からの提言をまとめる、臨地実習における倫理的課題の調査を実施することである。

広報・出版委員会（事業活動報告書 P37～39）（濱田悦子委員長）
趣旨、平成 19 年度活動経過、今後の課題について報告があった。本協議会の活動内容を会員内外に広報するため「看護学教育 - 看護実践力の育成 -」を発刊した（会員校 1 冊ずつ配布。購入可）。看護系大学を受験予定の高校生及び一般者への情報提供のためのホームページについては継続審議となり検討課題とした。

役員推薦委員会（事業活動報告書 P41～43）（野嶋佐由美委員長）
平成 21、22 年度役員候補者の推薦をする。
平成 21 年度役員候補者の承認は議事 5 で扱う。

臨時委員会

高度実践看護師制度推進委員会（事業活動報告書 P45～46）（野嶋佐由美委員長）
4 回の委員会と 4 回の個別ヒアリングを通して、委員会の結論として、高度実践看護師の機能と今後の課題についての報告があった

看護学教育評価機関検討委員会（事業活動報告書 P47～56）（村嶋幸代委員長）
委員会の趣旨、平成 19 年度活動経過について報告があった。「平成 19 年度文部科学省大学評価研究委託事業」に採択された。事業名「看護学専門領域の評価基準・評価体制の開発研究事業 - 看護系大学・大学院の質向上システムの構築を目指して」、事業内容は評価試行（資料 1）、海外視察（資料 2）、シンポジウム開催（174 校参加）、ホームページ作成。本委員会活動は、この事業の一部として実施した。シンポジウムでの意見を踏まえ今後の課題を抽出した。

国際交流推進委員会（事業活動報告書 P57～62）（村嶋幸代委員長）
委員会の趣旨、平成 19 年度活動経過について報告があった。「日本 - 韓国 看護学博士課程質向上のためのジョイントワークショップ開催」を開催。日本 15 校、韓国 10 校から参加。博士課程の教育の質評価に関する国際協同研究の申し入れに関して調査研究が必要となり、会員校で対応することを検討中。委員会としては会員校との仲介役を担う。第 11 回 EAFONS（台湾）開催された。2009 年は日本で開催予定、日本看護系大学協議会国際交流委員会が核となり企画している。

事務所整備プロジェクト（事業活動報告書 P63）（坂本すが委員長）
事務所の役割拡大、13 年間の記録保管、今後の活動増大が予測されるため、拠点となる事務所を整備した。品川区西五反田に決定（セキュリティを重視して選択）。5 月 28 日に引越し、その後、業務の円滑な遂行が確認された時点でプロジェクト終了予定。

【平成 19 年度活動報告に対する質疑応答】

質問：4 月に代表者が変更したため「看護学教育に関する見解（案）」に関するメールが届いていない。6 月末までの返事ができない。

井部会長：事務局に申請をしてください。

平成 19 年度活動報告は、155 会員校中 153 校からの同意が得られ、過半数超過にて承認された。

【質疑応答】

発言(南): 昨年度の総会における「申し合わせ事項の改廃は役員会で決定し、総会に報告する」に関する条文について、申し合わせ事項には会費に関することも書かれている。申し合わせ事項の「改廃」の表現は、規程では改正の表現をもちいているため、改廃は申し合わせ事項を完全に廃するという意味なのか、改正を意味することなのか。これにより、申し合わせ事項の会計の会費まで記入されている申し合わせ事項が役員会で決定して総会は報告を受けるだけになるのは、改正にしても、廃止にしてもいずれにしてもおかしい。会費に関することを役員会で決定し報告すること自体がわからない。議事録の中に、申し合わせ事項 11 条は、総会にて決定するとは示されていない。どのように解釈すれば良いのか教えて欲しい。

井部会長: 申し合わせ事項の第 7 章第 11 条 年度会費は 1 校 15 万円とすると記載されている。昨年度の検討では、規約は上位の規約としたことに対して総会の決議とした。申し合わせ事項は、それに基づいたとした。役員会で決定すること可能と考えたけれども、指摘の通り、年度会費の 15 万円は申し合わせ事項として役員会が改正するのは事実上考えられない。第 13 条で申し合わせ事項を一括して扱ったのは軽率であった。全体としては改正という用語を用いている。改正という用語で統一することを吟味するつもりである。第 13 条は、修正の必要性がある。

発言(南): 緊急動議として、第 13 条の第 2 項に、「但し、第 11 条の第 1 項については総会の決議事項とする」を挿入する、もしくは何らかの工夫が必要である。1 年間保留にして、来年度 20 万になるのでは困る。

井部会長: ただ今提案がありました第 11 条について特別に扱うのか、第 13 条の「申し合わせ事項の改正は、役員会の議を経て総会で承認する」と修正するという事も考えられる。

発言(南): 役員改選も申し合わせの中に含まれているなど、重要事項が申し合わせ事項に含まれている。審議会での提案も考えたが、1 年かけて、申し合わせ事項も含め規約の改正を行って欲しい。規約を作成したのは数十年まえの 10 前後の大学が会員であった時代のものであり、規約に無理があるものと思える。一度検討していただきたい。申し合わせ事項も今年度に関しては、役員会で決定するといよりも、総会で決定するのであれば問題がないと思われる。申し合わせ事項の改廃に関して、昨年度承認した精神を活かすのであれば、申し合わせ事項は役員会で決定するということが必要と思われる。但し、役員改選に際しては総会で選出すると記載されているので、改選に関しては役員会ではできない。様々な事項が役員会ではできにくい申し合わせ事項なので、規約と共に検討していただきたい。

井部会長: 議決権をもつ代表者からの意見を求めたい。

発言(山下): 規約を検討すること、総会で承認することについて賛成する。

発言(佐藤): 先ほどの発言は尤もだと思うが、規約と申し合わせ事項の性格はどうか、申し合わせ事項に関してだけ表現している。改廃は改正と廃止を含むので、内容としては良いと思われる。しかし、規約の改正に関しては触れていない。「申し合わせ事項に定めるところによる」は会務に関することである。全体に浸透していないことの現れであるので、申し合わせ事項に関して全体の見直しをする必要がある。あくまで規約は規約であり、申し合わせ事項は申し合わせ事項である。ここで表現している申し合わせ事項の改廃という意味と、規約に定めていないが会務に関する事項と書いてあるので、具体的に表現されているものを規約でどのように扱うのかを考えていただきたい。

- 井部会長：規約と申し合わせ事項の全面的な整合性をとるような見直しをした方が良いと解釈してよいか。
- 発言（佐藤）：看護系大学協議会は重要な協議会であるので、簡単に見直しはできないと思われる。十分な検討をするということになるはずである。
- 井部会長：動議として提示されると審議しなければならない。当初の指摘は第 13 条の文言の修正の提案であった。文言の修正をするのか、議事録に残し規約と申し合わせ事項の改正を今年度中に検討するののかの 2 つの方向性がある。
- 発言（南）：簡単には答えられない。社会的にも重要な意味を持つ看護系大学協議会で簡単に見直しをして良いのか。他の意見も踏まえて検討していただきたい。
- 井部会長：（フロア発言者への質問）動議として出されたのは、どの点についてか。
- 発言（南）：動議は会費の 15 万円を役員が決定するのは困ることに関して。しかし、申し合わせ事項を拝見すると、第 4 条の条文は総会の決議事項をもりこんでいる。「総会で選出するものとする」を「役員会で選出するものとする」として役員会で決定し、総会で報告されるのでは困る。それは協議会の意志とはならない。協議会設立当初は、は簡素に、申し合わせ事項で具体的な運営を定めると考えていた。申し合わせ事項にも準じて、重要事項としての位置づけがされてきた。申し合わせ事項は、内規の扱いだった。会則改定に則って行うので、役員会で決定するという精神は良いと思う。緊急動議で扱っていただきたいのは、会費に関することであり、規約に盛り込むべき内容であると思われる。規約に含めるべきものと、申し合わせ事項に含めるべきものの整理が必要と思われる。また、申し合わせ事項に記載する場合は、総会で何を決定するのかを申し合わせ事項の第 13 条に記載するべきと思われる。会長が第 13 条は「改廃は役員会の議を経て、総会で決定する」という選択肢に対して、拡大して意見を述べた。いずれにしても、規約と申し合わせ事項は全面的な見直しが必要と思う。「高等教育機関の使命達成に貢献する」という目的は、内向きの目的で良いのか。交流会から設立された組織であるが、声明を発表したり、活動をする重大な組織として考えると、目的も見直す時期に来ていると思う。役員会だけではなく、会員も含めた規約の見直しをした方が良いと考える。少なくとも、会費の値上げを勝手にしないことを議事録に記し、役員会で本年度どの程度検討するのかを決定して欲しい。
- 井部会長：規約と申し合わせ事項の不備について指摘いただいた。総会で審議する事項、議決する事項については規約にも明記されていない。規約と申し合わせ事項の整理は必要と考える。申し合わせ事項、第 8 章の 13 条において「但し、会費決定は総会決定とする」ということを議事録に留め、規約と申し合わせ事項の改正について本年度検討し、来年度の総会にて整備した新たな規約と申し合わせ事項を提示することを提案する。
- 発言（佐々木）：時代の変遷に伴い修正の必要があると思う。規約が定まらないと、1 年間の運用もおぼつかなくなる。見直しは必要だが、本年度はこのまま運用し、会費の修正に関しては議長の提案のように整備をし、再度検討するのが良いと思う。
- 発言（矢田）：今回の議論は 19 年度に決定した議事録の確認であり、遡って決議しなおすのはおかしい。決定したことの議事録の確認は確認とし、今年度以降の活動に提案があったという受け止め方でよいのではないかと。
- 井部会長：昨年の総会の決定事項に基づき、新たな規約と申し合わせ事項を冊子に掲載している。本日も指摘いただいた内容について、会費は役員会の決定に従うということにならないように、議事録に記し、且つ本年度中に規約と申し合わせ事項の見直しを行い、来年度の総会に提案することを考えている。
- 監事（中西）：規約そのものの大まかな見直しは必要がない。但し、申し合わせ事項が位置づけが不明瞭であった経緯がある。申し合わせ事項の見直しの結果、規約を修正す

る必要がある、規約の改正を提案するが、柔軟に運用できた申し合わせ事項を明確したシステムにすることが必要。会費に際して異論はない。

発言(田原): 会費に関しても第 13 条「改正は役員会の議を経て総会で決議する」とすれば、会費のことも取り扱いに問題はないと思われる。議事録として、今後見直していくことを残せば良いと思う。

発言(佐藤): 議長の発言に同意する。「見直し」の用語は軽率に使いたくない。何故見直しが必要なのかを明記する必要がある。会員校が 160 を超え、社会的に意味をもつこの協議会が、見直しの根拠を明確にする必要がある。「見直し」の用語は慎重に扱っていただきたい。文部科学省や厚生労働省に対して、協議会がもつ意味や権威を主張できるものとして、規約及び申し合わせ事項を現状に即して検討してほしい。

井部会長: 現代の状況に即した見直しをする必要がある。3通りの案が出されている。

申し合わせ事項第 13 条を「役員会の議を経て、総会で承認を得る」とする。

「但し、会費については総会で承認する」という但し書きを加える。

条文は変更せず、議事録「会費については総会の承認をえることにする」と明記し、規約と申し合わせ事項を現状に即した見直しをする。

申し合わせ事項全てを総会承認になると、役員会の運営に困難をきたすことが予測される。3案に対し、決議をはかりたいと思う。

発言(田原): 案は行動できるのか? 決定していないことに対して会費を集めることができるのか。議事録における宣言によって集金できるのか。

井部会長: 本年度は会費の改正は扱っていない。会費に際しては現状維持である。会費を改正する場合に、「役員会で決定して、総会で報告」は不適切であるため、今後について議論をしている。現在は直接的な影響はない。3案で議決をとることとする。

発言(藤本): 条文の改正の議決に入ろうとしているが、条文は訂正文を示した方が意味が明確になる。後の混乱を防ぐこともできる。条文は、現行と改正を示してから議決をとる必要があると思う。

井部会長: ご指摘の通りなので、議決をする前に、休憩時間で情報を整理し、3案を提示して決議する予定とする。

発言(岩田): 規約と申し合わせ事項の整合性や見直しは、案にしか含まれていないと理解して良いのか。3案はそれぞれに異なる意味をもつ改正案であるが、規約と申し合わせ事項の見直しが全体としての合意であれば、別の検討事項として本年度検討する必要がある。

井部会長: いずれの案においても共通認識として、規約と申し合わせ事項の現状に即した改正が必要であるという但し書きを加える。議事録に明記する。以上でよいでしょうか。

発言(岡谷): 議長の提案で混乱した。第 13 条に但し書きをする案と、時代に即した規約の見直しと申し合わせ事項の整合性や関係性を見直しをして整理をすることに対する意見は異なると考える。3案にまとめてしまうと不明瞭となる。案～案まで明確に示して欲しい。

井部会長: 休憩時間に、役員会にて選択肢の整理をすることとする。

- 休憩 10 分間(役員会) -

井部会長: 申し合わせ事項第 13 条の指摘に対し、3案の選択肢を提示した。役員会による討議では、各選択肢に対して議論の必要があるという意見があった。役員会としての提案は、「会費については、総会案件とすると議事録に留め、申し合わせ事項の全体の検討をする」とした。申し合わせ事項の整備を行い、新たな提案をする予定である。

承認多数により承認された。

(3) 看護系大学の教育等に関するデータベースについて
(2002年度～2006年度状況調査)(事業活動報告書 P65～85)

(データベース調整担当野村美香)

本年度の調査内容の報告があった。年次比較による変化を基に看護系大学の状況が報告された。

大学院生総数の増加、男子学生の増加が示された。編入学制度、科目等履修生制度、社会人入学など、受け入れの門戸の拡大傾向が示された。学部卒業生の進学率は大きな変動がない。学部卒業生の84%が特定機能病院や一般病院に就職し大病院志向は未だに強いが、割合は減少傾向にあり多様な現場に拡散する傾向がある。大学院修了者の増加に伴い、臨地で就労する修了生が増加している。専任教員数の増加があるが、教員組織の改訂に伴い新たな職位が増えて、助手が減少傾向にある。講師の職位は存続傾向がある。非看護系専任教員数は減少傾向にある。研究費に関して、文部科学省科学研究費・厚生労働省科学研究費の申請数は増加傾向にあるが、大学間の格差が大きい。年々採択率は増加している。附属研究機関はほとんど大学予算内で運営されていた。リスクマネジメントとしては、不審者の侵入とハラスメントが増加し、訴訟に至るハラスメントも報告された。リスクマネジメント対策は、個人の努力や研修会開催が多い。

8年間にわたり貴重なデータが蓄積されている。今後の課題としては、調査項目の洗練、協議会内外に向けた公開方法を検討がある。

看護系大学の教育に関するデータベース報告に対して、賛成多数により承認された。

3) 平成19年度決算・監査報告 (資料6)(山口事務局長)(中西睦子監事)

年度途中に文部科学省の委託事業に採択され、高額な入金があり、役員会にて補正予算を編成した。次年度繰越金は590万円から787万円と増額できた。これは主に専門看護師教育課程の認定料の増加と、文部科学省の委託事業の採択により国際交流推進委員会の経費が削減されたためである。将来の法人化に向けて、それに準拠した計算書類を提出した。

監査報告書に基づき報告があった。

平成19年度決算・監査報告は、承認多数によって承認された。

4) 平成20年度庶務報告 (坂本すが幹事)

5月末日までに会費の納入していただくこと、名簿の電子化のためのデモンストレーションを行うことの報告があった。

5) 平成21年度役員候補者の承認 (資料7)(野嶋佐由美委員長)

申し合わせ事項の第3章第4条「なお、役員推薦委員会に関し必要な規定は別に定める」と示している。別紙は「平成19年度日本看護系大学協議会役員推薦委員会申し合わせ事項」であり、2年毎に更新している。条文2(2)に則って役員候補者を推薦する。小泉美佐子氏(群馬大学)、田村やよひ氏(国立看護大学校)、森恵美氏(千葉大学)、中山洋子氏(福島県立医科大学)、野嶋佐由美氏(高知女子大学)、安酸史子氏(福岡県立大学)、小島操子氏(聖隷クリストファー大学)、高橋真理氏(北里大学)、濱田悦子氏(日本赤十字看護大学)、以上9名の候補者を紹介した。本総会において様々な課題も見えてきたが、平成20年度以降の経過で報告したいと思う。

平成21年度役員候補者は、承認多数によって承認された。

6) 平成20年度方針と活動計画について (資料8)(井部俊子会長)

平成20年度活動方針(案)について報告があった。

常設委員会

専門看護師教育課程認定委員会 (井上智子委員長)

本年度まで東京医科歯科大学が事務局であるので、申請は東京医科歯科大学までに行ってください。活動趣旨に変更はない。平成 20 年度審査要項は、既に作成し各大学に発送済みである。審査要項はホームページからのダウンロードも可能である。堀井理司が新たなメンバーとして加わった。

高等教育行政対策委員会 (井部俊子会長)

申し合わせ事項の見直しは高等教育行政対策委員会の役割と考えているので、それを含めて活動する。

ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会 (安酸史子委員長)

昨年度と同様に活動する。パネルディスカッションを実施予定である。昨年度は、事前登録をせず、参加資格を問わなかった。大学院生や助手・助教の参加は少ない割合だった。本年度も同様の形態をとるが、広く広報して参加者を募りたい。

看護学教育研究倫理検討委員会 (小泉美佐子委員長)

平成 21 年度に「臨地実習教育における倫理的課題に対する調査」を行う予定であり、平成 20 年度は、調査に向けた準備（文献レビュー、フォーカスインタビュー、調査票の作成）を行う。「看護学教育における倫理指針」を印刷物として配布予定。

広報・出版委員会 (濱田悦子委員長)

本協議会の活動報告、出版物を発行する。ホームページのコンテンツを検討する。

役員推薦委員会 (野嶋佐由美委員長)

第 1 回目の会議では役員候補者の推薦方法の改善を検討する予定である。「平成 21 年度からの新役員推薦の整備をした」と記載しているが、総会に役員推薦を提案したいと考える。役員候補者の推薦方法の改善、組織強化を目指した役員数の増加を計画していたが、様々な課題（平成 19 年度の会員校の代表者から平成 22 年まで 4 年間の候補者を推薦するのは無理があると考え）などが見えてきた。1 年間かけて、会員校および代表者、役員との関係も踏まえて、組織強化を考慮し、次年度に役員推薦を提出したいと考える。平成 19 年度活動経過より残された課題について改善し、次年度総会に提示する予定である。

臨時委員会

高度実践看護師制度推進委員会 (野嶋佐由美委員長)

平成 19 年度の今後の課題を踏まえて、裁量権に関わる能力、Primary Care に関わる能力育成が可能となる教育課程について、他の委員会と協力し検討していく予定。専門看護師の役割機能、コンピテンシー、実践能力を明らかにするとともに、様々な職種からの意見交換を行い、合意形成に向けて活動する予定

看護学教育評価機関検討委員会 (村嶋幸代委員長)

平成 19 年度の成果を踏まえて、更に評価を試行し検討する。事務局体制と関連付けながら、実行可能な評価システムの構築を目指す。本年度も文部科学省が研究事業を公募した場合には、積極的に申請したい。本日第 1 回目の会議を行った結果、修士課程においても評価の必要性があること、評価対象とする大学の条件（機関別評価を終了していること、自己点検評価の資料を提供できること、他大学の総合評価に教授を評価者として 1~3 名選出できること）を検討した。ホームページおよび個別のメーリングリストにて、評価対象となる大学を公に募りたい。

国際交流推進委員会 (村嶋幸代委員長)

国際的な活動、対応が求められた場合の窓口となる、2009 年度 EAFONS については、別途委員会を設置し、活動する。

12th EAFONS (The East Asia Forum in Nursing Scholar) 企画委員会

(村嶋幸代委員長)

国際交流推進委員会が核になりながら、第 12 回 EAFONS の開催、準備・運営方法について検討する。幅広いネットワークの構築のため、平成 20 年に博士課程を設置している大学の責任者を募り、本日第 1 回準備会議を開催予定。聖路加看護大学が会場になるため、メンバーに堀内成子学部長と長松康子助教が加わる。

事務所整備プロジェクト

(坂本すが委員長)

引越しをスムーズにしたい。

【質疑応答】

発言(田村): 規約と申し合わせ事項の見直しについての議論は、組織基盤の強化として検討するのか。

井部会長: 高等教育行政対策委員会の活動に含めたが、活動方針としても組織基盤に盛り込むこととする。まずは申し合わせ事項の見直しを行い、規約も検討するかもしれない。申し合わせ事項の見直しを組織基盤の強化として追加する。

発言(田村): 先ほどは目的に関する指摘があった。更に詳細をみると、規約の中に申し合わせ事項に含めた方が良いと思われる内容があった。申し合わせ事項を検討する中で、規約まで踏み込んで、幅広く検討していただきたい。

井部会長: ご指摘ありがとうございました。

発言(南): 平成 20 年度活動方針の書き方について、資料 8 の表紙に記載されたことと、各委員会からの活動計画の報告があったが、表紙には示されていない。事業計画は、活動方針と事業計画について説明していただきたい。事業計画でも活動方針でも両方に記載されていることは、どういうことか。資料 8 の表紙に記載されたものは、重点事業として記載されているのか、それとも異なる考えででているのか教えて欲しい。第 12 回 EAFONS を本協議会で引き受けてくださったことは、他の国にも示すことができるモデルになることなので感謝申し上げます。会長はどなたが行うのか。

村嶋: 看護系大学協議会で引き受けるので、井部俊子会長と国際交流推進委員長の村嶋との共同開催となる。聖路加看護大学と東京大学が機軸になるが、博士課程を設置している大学の代表者を募り拡大準備委員会を開催予定である。

発言(南): EAFONS は博士課程を持つ大学はもとよりだが、博士号をもつ研究者は全て含まれる。看護系大学以外の博士課程に在籍する学生をどのように位置づけるのかに対する考えを聞きたい。

村嶋: 拡大準備委員会としては、博士課程をもつ大学に声をかけているが、これから博士課程を設置予定の大学も含まれる。博士号を持つ研究者は積極的に参加していただきたい。特に運営や準備に参加したい希望があれば、大歓迎です。

井部会長: 活動方針の表題に関しては、指摘の通り、重点活動事項として置き換えていただきたい。

平成 20 年度の活動計画について、承認多数により承認された。

7) 看護系大学の教育等に関するデータベース調査のお願い (2007 年度状況調査)

(資料 9) (井部俊子会長)

2007 年度の各大学のデータベースを作成予定。各大学の代表者あてに、大学コードとパスワードを 8 月下旬に送信予定。入力をお願いしたい。

承認多数により、承認される

8) 法人化の検討

(資料 10)(井部俊子会長)

公益法人制度改革は本年 12 月 1 日から新制度が制定予定。

法人化に向けたフローチャートを作成した。法人の比較表を示し、課税の対象や法人税

率などを示した。法人化する場合の選択肢は、NPO 法人と一般社団法人のどちらかとなる。結論として、現時点で法人を決定するのではなく、今後の推移を見守りながら、法人化に向けて検討を続けることとする。

9) 平成 20 年度予算案について (資料 11)(山口事務局長)

各事業の申請予算をそのまま認めると大幅赤字のため、役員会に相談し、6%カットで予算を立てた。執行する中で、予算を超過する場合は会計担当に相談していただきたい。将来構想積立金は 2500 万円としている。今までの役員会では、2000 万円を目標に将来構想積立金を貯蓄してきた。本年度に関しては、将来構想積立金は 0 円として計上した。管理経費には事務局開設後の経費も含まれている。経常収支差額は 95 万円の赤字の予算で提案している。次期繰越金としては 690 万円となる。

【質疑応答】

発言(南): 将来構想積立金を本年度 0 円にするのは、目標額を達成したからという説明だったが、役員会としてはどのような見解でそうしたのか。EAFONS でお金がかかるとしても、収支差額はそれ程ではないと思われる。将来構想計画として蓄積した金額を活用しようとしているのかを含めて、役員会の見解を伺いたい。

井部会長: 法人化は 2000 万の積み立てで十分である。将来構想計画では目標達成としたため、予算には計上しなかった。

発言(南): 経常収支差額が予算上 95 万円の赤字となっている。前年度繰越金がかなりあるので食いつなげるが、将来的な経済的な仕組みを考えると、法人化は不安定要素が大きいので、2000 万でよいというのは、何らかの見込みがあるのか。当初の予算と公益法人の考え方が変わってきていて流動的。役員会としては、将来のお金の流れを構想して、提案していると思われるので、その見解を伺いたい。

井部会長: 将来構想の内容が具体的になっていないのは指摘の通りである。役員会では、ご意見に基づき、本年度の決算時に将来構想積立金の目標額達成に関して検討したい。

発言(南): 是非お願いしたい。5 ~ 6 年には繰越金がなくなると思われる。どのように今後のことを考えているのか。会費値上げは数年かかる事業であるため、来年の総会に向けて検討していただきたい。

平成 20 年度予算案について、156 会員校のうち 149 校の賛成が得られたことより、承認された。

以上をもって、平成 20 年度 日本看護系大学協議会総会を閉会した。

最終出席者: 会員校代表者 159 名